



発行  
東京都

目 次

告 示

○市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可

（都市整備局市街地整備部再開発課）

○宅地建物取引業法による行政処分

（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（環境局環境改善部化学物質対策課）

（二）

公 告

○砂利採取業務主任者試験の実施

（産業労働局商工部地域産業振興課）

●東京都告示第九百四十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

（一）商号 株式会社イズミプランニング  
（二）代表者氏名 代表取締役 杉山 秀樹

東京都知事 小 池 百合子

四 第一種市街地再開発事業の名称  
神宮外苑地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目二番一号

六 施行認可の年月日

令和五年二月十七日

七 變更の内容

事業施行期間を令和二十年二月二十八日まで延長する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年九月二十六日

●東京都告示第九百四十三号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和六年東京都告示第千百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区赤坂七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していないかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十六日

一 施行者の氏名又は名称  
三井不動産株式会社、明治神宮、伊藤忠商事株式会社

及び独立行政法人都市再生機構

（三）主たる事務所の所在地 豊島区南池袋二丁目二十四番一号  
（四）免許証番号 東京都知事（3）第九二二六三号  
（五）免許年月日 令和二年十月八日

二 事業施行期間

令和五年二月十七日から令和十七年十一月三十日まで

三 施行地区

新宿区霞ヶ丘町、港区北青山一丁目及び北青山二丁目

各地内

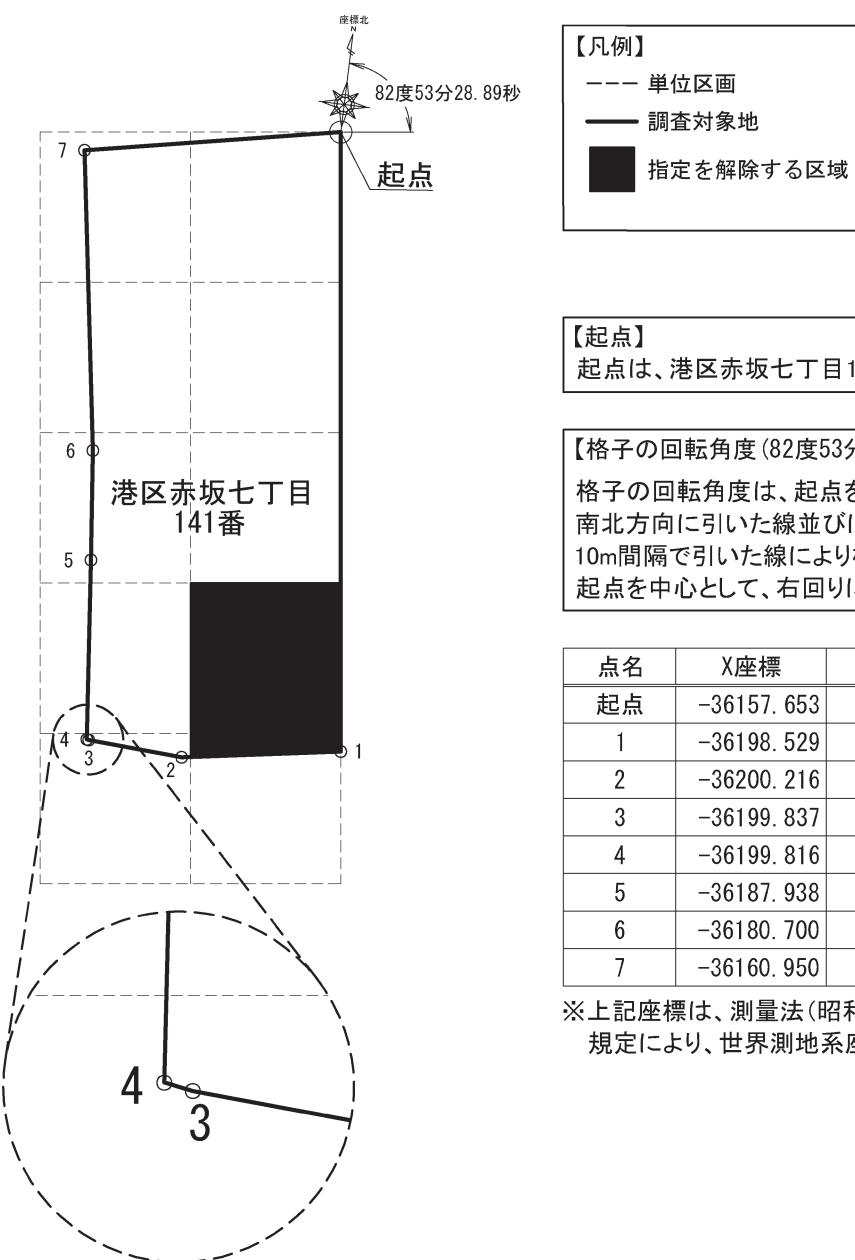
四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

三 処分内容 免許の取消し

二 処分年月日 令和七年九月十七日

一 处分内容 免許の取消し

## 別義



点名	X座標	Y座標
起点	-36157. 653	-9361. 307
1	-36198. 529	-9356. 210
2	-36200. 216	-9366. 655
3	-36199. 837	-9372. 931
4	-36199. 816	-9373. 061
5	-36187. 938	-9374. 258
6	-36180. 700	-9375. 040
7	-36160. 950	-9378. 047

※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

砂利採取業務主任者試験の実施について  
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

公告

- 四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

(二) 試験科目

筆記試験により行う。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十九日

（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話○三（五三三一〇）六二一八

配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区)

西新宿二丁目八番二号及び青梅市河辺町六丁目四番  
地の一）及び各支店

## (二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア  
受付期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十九日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西  
新宿二丁目八番一号）及び各支庁  
受験願書の受付場所

## (四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

ウ  
写真（縦六センチメートル、横四  
受験票（東京都で指定した様式）

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

卷之三

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布す

る。

(五) 受験手数料 八千百円

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む) 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円印刷所勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク  
リサイクルマーク